

## 5) 講義資料



令和3年度 母子保健指導者養成研修事業  
妊産婦のメンタルヘルスケアと「産後ケア事業」に関する研修

### 母子保健行政の動向



子ども家庭局母子保健課



### 本日の内容

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
- 産後ケア事業の全国展開



1

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進
- 産後ケア事業の全国展開



2

### 我が国の母子保健行政のあゆみ

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定  
1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定  
1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行  
1965年 **母子保健法制定**（児童福祉法から独立）・施行（1966年）

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善  
○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化

1994年 **母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ平成9年4月施行)**  
2000年 「健やか親子21」（2001～2010年）の策定一期間が2104年までとなる

2004年 不妊治療への助成事業の創設  
2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) ○晚婚化・晚産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年度）の策定  
子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正（平成29年4月1日施行）  
※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化  
※母子健康包括支援センターの全国展開

2018年 成育基本法（略称）の成立（令和元年12月1日施行）

2019年 **母子保健法の一部改正（産後ケア事業の法制化）**（令和3年4月1日施行）

3

### 母子保健法の概要

#### 1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るために、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

#### 2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

乳児…1歳に満たない者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

#### 3. 主な規定

##### 1. 産後ケア事業（第10条）

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に際し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを奨励しなければならない。

##### 2. 健康診査（第12条、第13条）

市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。

上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを奨励しなければならない。

##### 3. 妊娠の届出（第15条）

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

##### 4. 母子健康手帳（第16条）

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

##### 5. 妊産婦の訪問指導等（第17条）

市町村長は、健診診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、監視を妨害せざる必要な保健指導を行い、診療を受けること、健診受けるものとする。

##### 6. 産後ケア事業（第17条の2）

市町村は、出産後1年を経過しない者及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、後遺症防止等又は育児に関する指導、相談その他の援助（産後ケア）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

※令和3年4月1日施行予定

##### 7. 低体重児の届出（第18条）

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

##### 8. 緊急医療（第20条）

市町村は、未然にに対し、産科医の給付を行い、又はこれに代えて産科医に要する費用を支給することができる。

##### 9. 母子健康包括支援センター（第22条）

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）を設置するよう努めなければならない。

### 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施設の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）  
※平成30（2018）年12月14日公布

#### 法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施設に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明確にし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施設の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施設を総合的に推進する。

#### 主な内容

○基本理念  
・成育過程にある者の心身の健やかな成育が回されることを保障される権利の尊重  
・多様化・高齢化する成育過程にある者の需要に的確に対応した成育医療等の提供  
・成育過程における者等に向けた情報  
・障がいのある地域のかかわりの科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供

○具体的な目標  
・成育過程にある者、妊産婦に対する保健医療  
・成育過程における者等に対する保健  
・成育過程における者、妊産婦の心身の健康等に関する教育及び啓発充実  
・記録の収集等に関する体制の整備等

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施設の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価  
※専らぐぐどもる年歩くごとに見直す

○具体的な目標  
・成育過程における者等に対する保健医療  
・成育過程における者等に対する保健  
・成育過程における者、妊産婦の心身の健康等に関する教育及び啓発充実  
・記録の収集等に関する体制の整備等

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施設の実施の状況の公表（毎年1回）

○都道府県の医療計画その他の政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

#### 施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

5

## 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日開議決定

### 基本的方針

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して構造的な視点での総合的な取組を推進する。

### 成育医療等の提供に関する施設に関する基本的な方針

- (1) 成育過程における者に対する医療
  - ①産前・産後期の体制 ▶妊娠期定期健診セミナー及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確立 等
  - ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日、夜間も含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
  - ③その他成育過程における者に対する専門的医療等・循環器疾患対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等
- (2) 成育過程における者等に対する保健
  - ①妊娠期保健への体制 ▶妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対する相談・接種体制の整備の推進 等
  - ②乳幼児への保健対策 ▶乳幼児健診による検査及び聴覚検査等と連絡照会の実現による早期発見・早期対応の推進 等
  - ③学童期における保健対策 ▶乳幼児の健康づくりによる成長・食生活や運動習慣の形成等の健常教育の推進 等
  - ④生涯に亘る保健対策 ▶医療的ケア・児童等についての早期分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
  - ⑤生涯に亘る保健対策 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等
- (3) 教育及び啓発対策
  - ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的・正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
  - ②普及啓発 ▶「健やか親子2.1(第2次)」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等
- (4) 記録の収集等に関する体制等
  - ①予防接種・乳幼児健診・学童・コロナ禰禦等に関する記録の収集・保管・活用等 ▶PHR
  - ②成育結果である分娩記録による出生簿の収集・保管・活用等 ▶CDR等
- (5) 調査研究 ▶成育医療等の研究開発の実施等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的取組の充実等
- (6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時における弱者の支援や被災した母子の健常又は早期の復旧の推進等
- (7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の慣習事例の構成を通じた各地域の施策の向上等

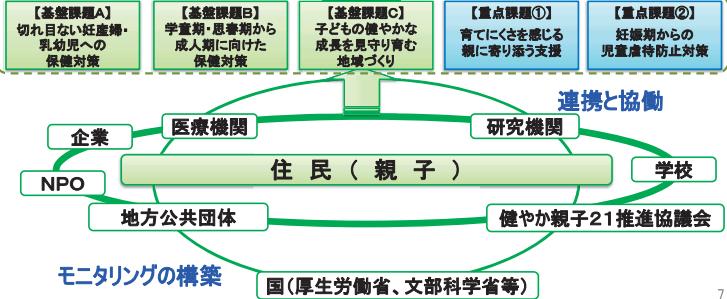
### その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- 国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しに基づく取組の適切な実施 等

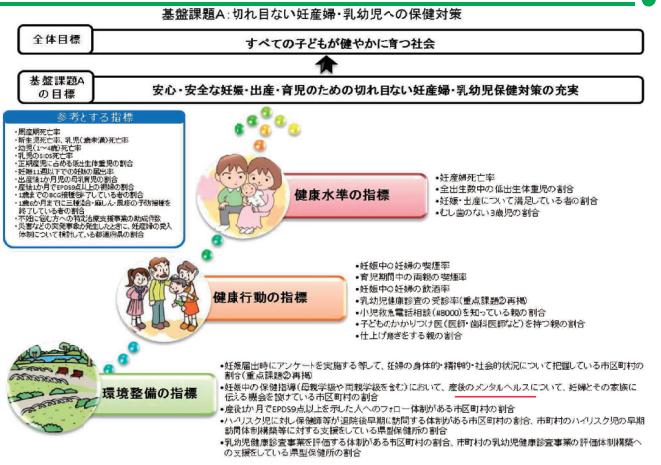
## 「健やか親子2.1」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

### 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



## 基盤課題A 目標達成に向けたイメージ図



## 妊産婦のメンタルヘルスケア

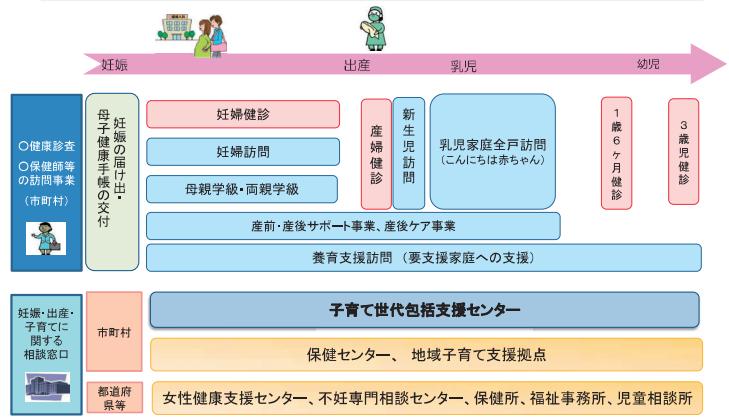
本リーフレットは、健やか親子21(第2次)の取組の1つとして作成しております。  
11月以降、下記ホームページに掲載される予定です。

### 健やか親子21(第2次)ホームページ

<http://sukoyaka21.jp/>



## 妊娠・出産等に係る支援体制の概要



## 1 母子保健行政のあゆみと施策

## 2 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進

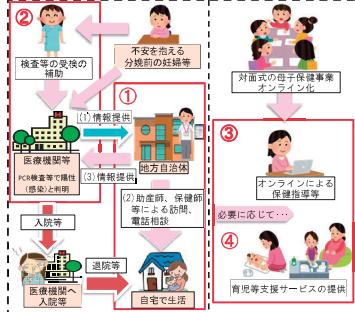
## 3 産後ケア事業の全国展開





## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 -新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業-

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられるなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊産婦も存在する。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



### 事業内容

#### ①ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体】都道府県等 負担割合：国1/2  
新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師・保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

#### ②不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体】都道府県等 負担割合：国1/2  
不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

#### ③オンラインによる保健指導等

【実施主体】市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2  
オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

#### ④育児等支援サービスの提供

【実施主体】市町村 自担割合：国1/2、市区町村1/2  
里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

18

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 -児童健康診査個別実施支援事業-

### 事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、児童健康診査を団体健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

■実施主体 市町村

■補助率 国1/2、市町村 1/2

■補助単価 医科5,930円／1人、歯科3,510円／1人

#### 1歳6か月児健診

##### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 睡眠状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病的有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ ナイトサックの実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

#### 3歳児健診

##### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 睡眠状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病的有無
- ④ 皮膚の疾病的有無
- ⑤ 眼の疾病的有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病的有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病的有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。



19

## 女性健康支援センター事業

### ○事業の目的

恩春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### ○対象者

恩春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者  
(不好相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

### ○事業内容

- (1)身体的・精神的な悩みに対する相談指導
- (2)相談指導を行う相談員の研修会
- (3)相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4)妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5)特に妊娠に悩む者が、女性健康支援センターの所在を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレットを作成し、対象者が訪れるやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
- (6)特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7)若年妊婦等に対するSNSやアクリードによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8)出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)

### ○実施担当者

… 医師、保健師又は助産師等

### ○実施場所(実施主体: 都道府県・指定都市・中核市)

全国84万ヶ所(令和2年8月1日時点)※自治体単位14か所

47都道府県、札幌市、姫路市、いきいき市、千葉市、茨城県、福島県、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都府、大阪市、大阪市、奈良市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、函館市、山形市、いきいき市、仙台市、水戸市、福井市、川口市、熊本県、八王子市、甲府市、宇都宮市、東京市、鳥取市、久留米市、宮崎市

### ○補助率

1/2 R3基準額: 158,700円(月額)

### ○相談対象

令和元年度: 70,309件(内訳: 電話44,870件、面接14,983件、メール9,994件、その他462件)

### ○相談内容

・女性の心身に関する相談(24,244件)・妊娠・避妊に関する相談(22,094件)・メンタルケア(18,052件)

・不妊に関する相談(9,592件)・恩春期の健康相談(6,769件)・性感染症等(874件)・婦人疾患・更年期障害(4,414件)

20

## 特定妊婦等に対する産科受診等支援 <女性健康支援センター事業>

### 事業目的

- 妊娠、出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困難、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊娠検診未受診での分娩や0歳0日の虐待死に至る場合があるなど、妊娠婦から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

### 事業内容

- 実施主体 … 女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)

### ○対象者

特定妊婦と疑われる者  
(特定妊婦: 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項))

### ○事業内容

女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められると自治体が判断する者

### ○実施担当者

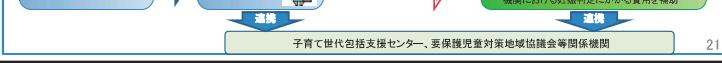
… 保健師、看護師又は助産師等

### ○予算額

… 令和3年度予算 1.9億円(女性健康支援センター事業)の内数

(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 / 令和2年度は16自治体において実施)

(イメージ)



産科受診等支援  
※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められる者に限り、医療機関における妊娠判定にかかる費用を補助

予育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等関係機関

21

## 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備

### 女性健康支援センター事業の 加算として実施

○妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについて、日本産科婦人科学会が小規模な診療所においても実施を認める方針を出すなど、急速な拡大が見込まれる。

○これらの流れを踏まえ、NIPTを受けた妊婦やその家族を支援するため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

### ■実施主体: 都道府県、政令市、中核市(女性健康支援センター実施自治体に限る)

### ■補助率: 1/2

### ■事業内容

#### ①相談支援の実施

補助単価: 151,700円(月額)  
女性健康支援センターにおいて、NIPTにより、胎児がダウン症等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対する疑問や不安への相談支援や関係機関との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助を実施。

#### ②相談支援員への研修等の実施

補助単価: 28,700円(月額)  
上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

### <相談支援の実施>

○ NIPTにより、胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うことや、子の出生後における生活のイメージを持っていたしたことなどを目的として、障害福祉関係の機関等の紹介等を行う。

相談の実施

### <相談支援員への研修等>

○ NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行つて必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。



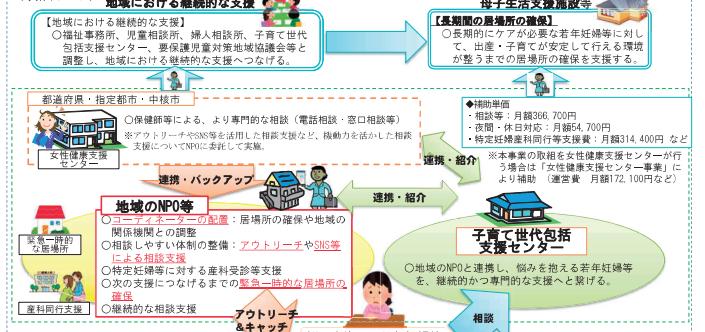
22

## 若年妊婦等支援事業 ~不安を抱えた若年妊婦等への支援~

- 予期せぬ妊娠などにより、身体・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等  
が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的に、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、様々な地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

◆実施主体: 都道府県・指定都市・中核市・補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### <事業イメージ>



23

## 流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援

- 内閣官房副長官を座長とした関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」の検討報告（令和2年11月）
- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究」の報告書（令和3年3月）



流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性について言及

### 地域のニーズ等を踏まえた適切な支援の実施

- 各種母子保健施策の実施の際、きめ細かな支援を行えるよう体制を整備
- 不育症患者へのグリーフケアを含めたカウンセリング等やピアサポートなど相談体制の整備及び拡充

## 流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援

### 母子保健法による位置づけについて

- 法第6条第1項に規定する「妊娠婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれる。

### 母子保健施策のための死産情報の共有について

- 母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）（令和2年11月20日付子母発1120第1号政統人発1120第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）通知）において、保健統計主管課に対し、母子保健担当課の求めに応じた死産届に関する必要な情報共有を依頼している。

### 流産や死産による死胎の取扱いについて

- 妊娠4か月以上の死胎の火葬、埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）により、死体と同様に取り扱われます。妊娠4か月未満の死胎については、同法の対象ではないが、社会通念上、丁重に取り扱うことが求められる。
- 流産や死産をした女性等の心情にも配慮し、流産や死産による死胎が適切に取り扱われるよう、関係者への周知、理解促進等適切に対応していただきたい。

25

## 流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援に関連する事業

### 市区町村で活用可能な事業

- 子育て世代包括支援センター事業
- 産後ケア事業（主に居宅訪問（アウトリーチ）型）
- 産婦健康診査事業 等

### 都道府県・政令市・中核市で活用可能な事業

- 女性健康支援センター事業
- 不妊専門相談センター事業
- 不妊症・不育症支援ネットワーク事業 等

### 厚生労働省が実施（または委託）する事業

- 不妊症・不育症ピアソーター等の養成研修
- 不妊症・不育症に関する広報、啓発促進事業
- 母子保健指導者養成研修 等

## 1 母子保健行政のあゆみと施策

## 2 母子保健事業におけるメンタルヘルスケアの推進

## 3 産後ケア事業の全国展開



27

## 産後ケア事業の全国展開

### 事業目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事者の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊娠婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

### 実施主体等

○市町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

### 事業の概要

○事業内容  
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

#### ○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊（ショートステイ型）」…病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。

(2)「通所（デイサービス型）」…個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「居宅訪問（アウトリーチ）型」…実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

#### ○実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

○補助率等  
(補助率: 1/2) (R3基準額: 人口10 ~ 30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)

(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて後収)

(平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,168市町村において実施)

※産後ケア事業を行う施設の整備については、[次世代育成支援対策費整備交付金](#)において補助

## 産後ケア事業のイメージ

### ○事業内容

助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

### ○実施方法・実施場所等

- ①宿泊型（ショートステイ型）**  
産後ケアセンター（医療機関や助産所の空きベッドまたは厚生労働省令で定める施設）に、数日間入所し、心身のケア等を実施
- ②通所型（デイサービス型）**  
産後ケアセンター等において、日中来所した利用者に実施  
(個別ケア)  
・育児相談  
・カウンセリング 等
- ③居宅訪問型（アウトリーチ型）**  
利用者の自宅において、助産師等が訪問し実施  
※①～③のうち一部の実施も可能  
助産師等が訪問  
・乳房マッサージ  
・授乳指導 等



29

## 産後ケア事業に関する情報

URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

政策について

母子保健及び子どもの慢性的な疾病についての対策

トピックス

妊娠婦の方向けの情報

お子さんをお持ちの方向けの情報（子どもの健康に関する情報）

行政・保健医療従事者向けの情報

不育症・不育症に関する情報

子育て世代包括支援センターについて

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

子どもの慢性的な疾病（小児慢性疾患）についての対策に関する情報

女性の健康に関する情報

成育基本法について

健やか娘子21について

成育物一覧

## 産後ケア事業に関する情報

### 産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

〔令和元年母子保健法改正関係〕

- 「法律」母子保健法の一部を改正する法律
- 「政令」母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 「省令」母子保健法施行規則の一部を改正する省令

○「局長通知」「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について

○「局長通知」病院・診療所又は助産所・産後ケアセンターとの併設について

○「事務連絡」母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて

○「参考」母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法定化）に関するQ&A（令和3年4月1日更新）

【ガイドライン】

○「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月）【PDF形式：554KB】

○「〔平成29年度〕産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」（平成29年8月）【PDF形式：409KB】

〔税制改正関係〕

○「〔平成29年度〕産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」

〔事例集〕

令和3年度産後ケア事業事例集【PDF形式：710KB】

平成28年度産前・産後サポート事業事例集【PDF形式：2,229KB】

平成28年度産後ケア事業事例集【PDF形式：2,398KB】

平成26年度妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集【PDF形式：2,942KB】

### 「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」改訂のポイント (令和2年8月改定)

- ◆ 対象者は、1年を超えない母子とする
- ◆ 同居家族が存在しても支援を十分行うことができないことも想定されるため、同居家族の有無にかかわらず利用勧奨する
- ◆ 里帰り出産をはじめ、住民票の無い自治体において支援を受ける必要性が高い場合、自治体間で協議し連携する
- ◆ 妊娠・出産を経ない養親や里親や、父親も支援の対象とする
- ◆ 早産児や低出生体重児の場合は、修正月齢を参考にした利用も検討する
- ◆ 日常生活や外出に困難を伴う多胎児家庭の場合は、利用説明や申請の際にはその状況に配慮して柔軟に対応をする

## 産後ケア事業に関する情報

### 産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

〔令和元年母子保健法改正関係〕

- 「法律」母子保健法の一部を改正する法律
- 「政令」母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 「省令」母子保健法施行規則の一部を改正する省令

○「局長通知」「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について

○「局長通知」病院・診療所又は助産所・産後ケアセンターとの併設について

○「事務連絡」母子保健法に基づく産後ケア事業を行う施設の取扱いについて

○「参考」母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法定化）に関するQ&A（令和3年4月1日更新）

【ガイドライン】

○「産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」（令和2年8月）【PDF形式：554KB】

○「〔平成29年度〕産前・産後サポート事業ガイドライン」及び「産後ケア事業ガイドライン」（平成29年8月）【PDF形式：409KB】

〔税制改正関係〕

○「〔平成29年度〕産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取扱いについて」

〔事例集〕

令和3年度産後ケア事業事例集【PDF形式：710KB】

平成28年度産前・産後サポート事業事例集【PDF形式：2,229KB】

平成28年度産後ケア事業事例集【PDF形式：2,398KB】

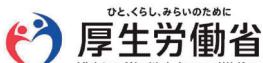
平成26年度妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集【PDF形式：2,942KB】

自治体の取組や産後ケア実施状況について紹介しています。

## NEW 令和3年度 産後ケア事業事例集について

### 令和3年度 産後ケア事業 事例集

この事例集は、自治体や産後ケア事業実施施設において、妊娠婦やその家族に対する産後ケア事業を通じた切れ目ない支援の参考とすることを目的としています。



## ホームページに掲載されている事例

NO	実施施設	事例の特徴
1	産後ケア施設	授乳や育児に不安のある母親への支援
2	助産所	育児不安を抱える母親への支援
3	助産所	早産で生まれた児への不安を感じる母への支援
4	助産所	産後ケア事業を活用した養親への支援
5	助産所	妊娠中から不安が強かった母親への支援
6	産婦人科 診療所	養育能力が低い母親とその家族への支援
7	産婦人科 診療所	双胎育児の負担軽減に向けた支援
8	総合病院	精神的に不安定な母親への切れ目ない支援

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（公益社団法人 母子保健推進会議）

地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究報告書より（厚生労働省にて一部改訂）

## 母子保健指導者養成研修の今後の予定

日 程	内 容
10/14（木）	予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修
10/19（火）	妊娠期からの児童虐待防止に関する研修
11/15（月）	不妊・不育相談支援研修
11/22（月）	児童福祉施設給食関係者研修
11/30（火）	母子保健における心理社会的側面からの支援研修

36

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、  
関係者と一体となって「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とそのご家族が、自らの健康に関心をもち、  
学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、  
子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21

37